

受付日	令和3年6月17日
件名	学童利用の補助について
担当部課等	こども家庭部子育て支援課
ご意見要旨	<p>子供を学童に通わせている保護者のものです。 市から学童に補助金があると聞きましたが、月謝の補助はしていただけないのでしょうか？ 学童に入会出来てとても助かっていますが、これから夏休みになると月謝が高くなります。 少しでも月謝の補助をしていただけたらと思い市長への手紙を書くことにしました。 どうか宜しくお願い致します。</p>
市の回答	<p>日頃より子育て支援業務にご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>現在名護市では21箇所の放課後児童クラブ（学童）に対して保護者負担（月額利用料）の軽減を目的として運営費の補助を行っております。</p> <p>※子育て支援課：放課後児童クラブ（学童クラブ）についてHP参照</p> <p>補助を受けているクラブは補助金と保護者負担分（月額利用料）を運営費として事業を行っていただいております。</p> <p>月額利用料につきましては、補助金額を考慮して各クラブで設定していただいております。補助事業開始当初は運営費の1/2相当を公費負担とし、残りの1/2相当を保護者負担としておりましたが、運営費における保護者負担分の割合を減らすため、ほぼ毎年クラブへの補助金額の増額も行っており、それに伴い各クラブへは保護者負担分（月額利用料）の見直しを依頼しているところです。</p> <p>今後も保護者負担軽減のため、引き続き補助金額増額の検討やクラブへの運営補助に努めて参ります。</p>

令和3年6月18日

名護市長 渡具知 武豊

